

小平市

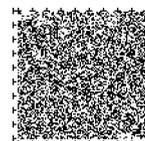
第三期地域保健福祉計画

障がい者福祉計画

概要版

平成20年3月

小平市



市長あいさつ

小平市第三期地域保健福祉計画

小平市障がい者福祉計画の策定にあたって



平成15年(2003年)3月に、高齢者保健福祉分野、障害者福祉分野、児童育成分野を含む福祉関連の総合計画として「小平市新地域保健福祉計画」を策定しました。その後、これらの分野に関連する法律の制定や計画期間の終了に伴い、「小平市次世代育成支援行動計画」、「小平市高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」、「小平市障害福祉計画」を順次策定してきました。今回、「小平市新地域保健福祉計画」の計画期間が終了することから、新たに、「小平市第三期地域保健福祉計画」と「小平市障がい者福祉計画」を策定いたしました。

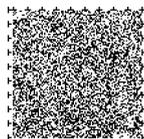
「小平市第三期地域保健福祉計画」は、高齢者、障がい者、児童など対象別計画に共通する福祉施策や市民全体を対象とした福祉施策、民間事業者、NPOや地域の人々を担い手とする福祉活動などについて、地域福祉という視点から計画を策定いたしました。

また、今回策定する「小平市障がい者福祉計画」は、障害者基本法第9条に基づく計画で「小平市第三期地域保健福祉計画」や「小平市障害福祉計画」との調和を保ち、障がいの有無に関わらず、だれもがお互いに人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」の実現を目指し、福祉、医療・保健、教育、雇用、情報・コミュニケーションなど生活全般の領域に関わる障がい者施策の基本計画として策定いたしました。

「小平市第三期地域保健福祉計画」及び「小平市障がい者福祉計画」は、学識経験者、公募市民、各種団体や当事者参加による検討委員会での検討、アンケート調査、市民懇談会やパブリックコメントなどによる市民意見の聴取を経て策定いたしました。検討委員や意見を寄せられた市民、各種団体の皆様のご協力に感謝するとともに、今後、行政と市民のいっそうの協力により、これらの計画の円滑な実施と目標の実現を図りたいと考えております。

平成20年(2008年)3月

小平市長 小林 正 則



目

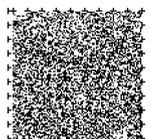
次

地域保健福祉計画

地域保健福祉計画の概要	1
計画の基本的な考え方	2
施策の体系	3
施策の方向性	5
計画の進行管理	9

障がい者福祉計画

障がい者福祉計画の概要	10
施策の体系	11
重点課題	13
重点施策	14
施策の方向と展開	15
計画の推進に向けて	19

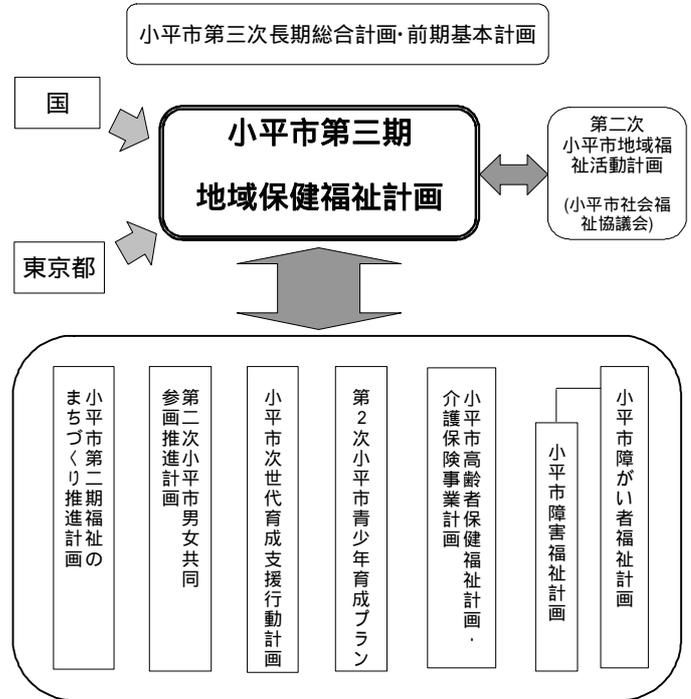


地域保健福祉計画の概要

この計画の位置づけ

この計画は、小平市が地域福祉を推進するための基本計画であり、「小平市第三次長期総合計画」の部門別計画として位置づけられます。したがって、この計画に位置づけられた事業は、「小平市第三次長期総合計画」において体系化された施策との整合性を図るとともに、各年度の予算に反映させて実現に努めます。

なお、この計画は社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」となります。

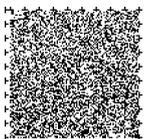
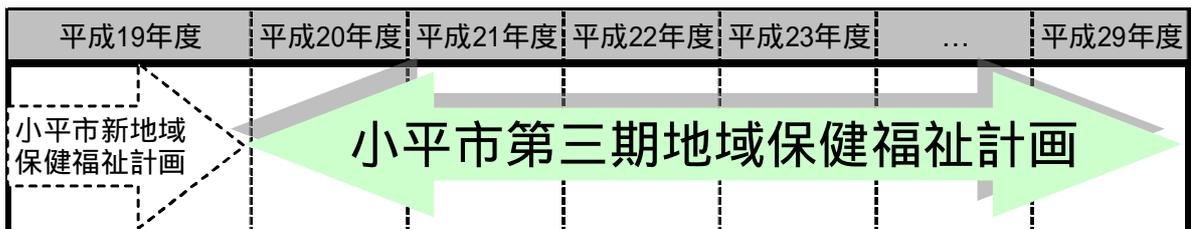


「小平市新地域保健福祉計画」の策定（平成15年(2003年)3月）以後、「小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「小平市次世代育成支援行動計画」、「小平市障害福祉計画」がそれぞれの根拠法に基づき独自の個別計画として策定されました。

高齢・障がい・児童等の対象者別計画がそれぞれ策定されましたので、「小平市新地域保健福祉計画」（平成15年度(2003年度)～19年度(2007年度)）の後継となる「小平市第三期地域保健福祉計画」は、上記の対象者別の個別計画と内容的には深く関連しつつも、形式的にはこれらの対象者別計画を含まない個別計画（地域福祉計画）として策定するものです。

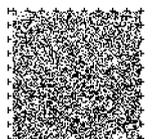
期間

この計画の期間は、平成20年度(2008年度)から平成29年度(2017年度)までの10年間とします。



計画の基本的な考え方

- 今日、高齢者・障がい者・児童という対象者別の福祉サービスという枠を超えて、障がいの有無や年齢に関わらずに、地域社会という視点から福祉サービスを見直し、地域に生活する人々の生活上の課題を解決するために、社会福祉を再構築するものとして、「地域福祉」が注目されています。
- 地域社会は、お互いを思いやる気持ちとお互いを支えあう行動によって（助け合い）社会としての機能を果たすことができます。この地域社会の根底にある「共に支えあう気持ち」を出発点として、地域社会における福祉サービスを充実させることが地域福祉計画の目的です。
- 共に支えあう観点から見れば、市民はサービスを利用する側だけでなく、サービスを提供する側にも位置しています。地域福祉とは、地域社会を基盤とした福祉サービスの受給と提供の仕組みであり、地域福祉計画とはその仕組みをつくり上げていく過程を計画として表現したものです。



施策の体系

将来目標

だれもが共に支えあい、健やかに、安心して暮らせる、心豊かな地域社会の実現

基本目標

地域保健福祉活動の推進と連携

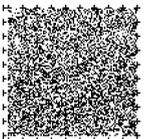
地域福祉は、「行政が市民に提供する福祉サービス」と一面的に理解すべきものではありません。行政によるサービスだけでなく、市民による福祉活動や各種団体などと連携を図り地域福祉を推進していく必要があります。

利用者本位のサービスの実現

サービスを利用する人の立場に立って、その人の生活課題を総合的かつ継続的に把握し、適切なサービスの組み合わせが提供される体制を身近な地域で構築することが必要です。

サービスの総合的な提供体制の確立

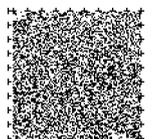
地域の身近なところで相談が受けられ、適切なサービスが受けられる体制を構築することが必要です。



本計画では、障がいのある人もない人も、子どもから高齢者まで健やかに生き、一人ひとりが共に地域社会を構成するかけがいのない人間として尊重し、共に助け合い支えあうことによって、安心して暮らせる、心暖まる豊かな地域社会の実現を目指します。

施策の柱

施策



施策の方向性

1 情報提供及び相談支援体制の充実

(1) 利用者への情報提供体制の充実

様々な生活課題を抱える市民が、必要な情報を容易に入手できる仕組みづくり

様々なコミュニケーション手段を通して、高齢者や若者、様々な障がいのある人、子育て中の人などにとって、生活に必要な情報が市及び関係者から提供され、利用者が「いつでも、どこでも、より簡単に正確に」必要な情報を入手することができるように、利用者本位の情報提供の仕組みを目指します。

(2) 相談支援体制の充実

必要な相談が身近な場所で相談できる体制づくり

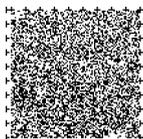
様々な生活課題のある市民が、必要な相談を受けることのできる総合的かつ体系的な相談支援体制を推進していきます。日常的に身近な地域で気軽に相談できる体制づくりを目指すとともに、関連団体などとの連携や相談体制を構築していきます。

2 保健福祉サービスの充実

(1) サービスの質の向上と権利擁護体制の充実

地域で安心して生活できるように、在宅サービスの質の向上と権利擁護体制の充実

高齢者・障がい者・児童を含めた在宅サービスに対する苦情対応体制の充実を図るとともに、日常的にサービスの質の向上を図る仕組みの充実を図ります。また、虐待や権利侵害を防ぐために、関係団体や地域住民との連携・協力によって、早期発見・早期対応・早期解決の仕組みづくりを推進します。



(2) 福祉施策の充実

地域で安心してサービスを受けられ、安心して生活できる福祉サービスの充実

元気な高齢者から要介護状態にある高齢者まで、地域でいきいきと安心して暮らすことができるように、高齢者の自主的な社会活動や生きがい活動を促進するとともに、健康の維持と介護予防活動の推進など、地域ケア体制の充実を進めていきます。

「健康で快適、自由で自立した生活の向上」 「ともに生き、暮らし支えあう共生の地域づくり」

障がいの種類や程度に関わらず、全ての障がいのある人が自由にサービスを選択し、自分らしく生きることができるように、福祉サービス基盤の整備や相談支援体制の充実を図ります。また、そうした支援を地域社会の取組みとして進めることを通して、だれもが共に生きる地域社会を目指します。

安心して子育てができる、子育て家庭への支援と地域づくり

子どもが健やかに育つために子どもの教育環境や地域環境を整備するとともに、子育て中の家庭への支援の充実など、行政や関係機関だけでなく地域社会の活動としても実施できる地域づくりを目指します。

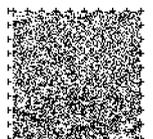
生活に困窮したときでも、安心して生活するための相談や支援体制の充実

市民が様々な原因で生活保護水準の貧困な生活を送らざるを得なくなったときに、生活保護制度をセーフティーネットとしながら、生活自立に向けた相談と支援の体制を構築していきます。

(3) 保健・医療の充実

すべての市民が健康で安心して生活できる保健サービスの充実

すべての市民が健康で健やかに過ごすことができるように、家庭や地域での健康づくりを進めます。一人ひとりが健康への関心を持ち、健康づくりを楽しみながら継続することができるように、健康づくりや環境づくりを推進していきます。



3 福祉のまちづくりと社会参加の促進

(1)福祉のまちづくり

ユニバーサルデザインを基本とした、バリアのない住みやすいまちづくりの推進

障がいのある人もない人も、子どもから高齢者まで、すべての市民が、自由にまちへ出ることができ、自由に社会参加のできるまちづくりを目標に、ハード面とソフト面の両面にわたるバリアフリー化を進めます。また、ユニバーサルデザインの考え方を事業者だけでなく、多くの市民が理解し協働して推進できるように啓発活動を続けていきます。

(2)高齢者・障がい者などの社会参加と交流

高齢者や障がい者などが自立・支えあい・思いやりにより社会参加しやすい仕組みづくり

高齢者も若者も、障がいのある人もない人も、市民だれでもが、希望すれば地域活動、就労活動、学習活動、趣味やスポーツ・レクリエーション活動など多種多様な社会活動に参加できる環境の整備を図っていきます。

4 福祉学習と福祉人材の育成

(1)福祉学習の推進

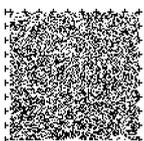
共に生き・助け合う地域社会を目指して、支えあいの心を育てる福祉学習の推進

各家庭に向けた啓発や福祉情報の提供、学校教育における福祉教育、生涯学習における福祉講座の開設などを進めます。また、介助を必要とする高齢者や障がい者との交流や介助体験なども含めて体験型学習の充実を、小平市社会福祉協議会と連携・協力して、進めていきます。

(2)ボランティア活動の促進

地域での助け合いなども含めたボランティア活動の普及と団体の育成・支援

市民の福祉の心・助け合いの精神から生まれたボランティア活動が推進され、サポートを必要とする人に役立つものとして展開されていくように、小平市社会福祉協議会と連携・協力して、ボランティア活動及び団体の育成を図っていきます。



(3) 福祉人材の育成

利用者が安心してサービスを提供できる福祉人材の育成・確保

地域での福祉活動を担う人材をできるだけ多く育成することとともに、利用者が安心してサービスを受けられるように、質の高いサービスを提供できる知識と技能とモラルを持った福祉人材の確保を目指していきます。

5 地域による福祉活動の促進

(1) 地域による福祉活動の推進

近隣住民による見守り活動や市民団体による主体的な福祉活動の促進

近隣住民を中心とした地域見守り活動や、民生委員・児童委員、小平市社会福祉協議会、NPOなどによる福祉活動、地域活動の活発化を促進し、生活課題を解決できる地域社会の力の向上を促進していきます。

(2) 災害時要援護者への支援

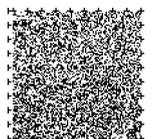
地域における安全体制の確保

災害時に援護が必要な人々に対する支援を行うため、「小平市地域防災計画」に基づき、正確な情報伝達と迅速な避難・誘導が実施できるような体制づくりを進めていきます。

(3) 地域の生活課題を解決できる地域社会づくり

地域の生活課題を解決できる地域社会の形成

日常的な見守り活動や地域福祉活動を通じた住民相互の連帯感の醸成は、災害発生時における住民の助け合い活動の円滑な進展につながるとともに、地域社会の課題解決能力の向上を進めます。



6 計画推進体制の整備

(1) 市民と行政の連携・協働による推進

市民の参加と協働・情報ネットワーク化の推進

市民一人ひとりの参画と協力による地域福祉を推進していきます。特に、近隣住民を主体とした地域での見守り活動や、助け合い活動への多くの市民の参加を進めていきます。

また、NPO・ボランティア団体・サービス事業者との連携を進めて、利用者に最新・最適な情報を提供できるように、情報ネットワーク化を進めていきます。

(2) 行政と関係機関の連携強化

社会福祉協議会、民生委員・児童委員など関係機関との連携強化

地域福祉活動を推進する中軸的な存在である小平市社会福祉協議会や、住民の身近な相談相手である民生委員・児童委員などとの連携を強化していきます。

計 画 の 進 行 管 理

計画の進行管理と評価

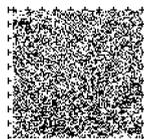
市では、「地域保健福祉計画推進会議」を設置し、計画の進行管理を行っていくとともに、その結果など「地域保健福祉計画推進会議」の内容について情報公開を行っていきます。

関 連 課

市民生活部 : 防災安全課
次世代育成部 : 児童課・青少年男女平等課・保育課
健康福祉部 : 高齢者福祉課・介護福祉課・障害者福祉課・生活福祉課・健康課
都市開発部 : まちづくり課・都市開発部参事(公共交通)
教 育 部 : 指導課

計画の見直し

本計画を推進していく上で、社会情勢の変化、福祉制度の変更など、国・都の動向や市民ニーズなどの変化を把握しながら、適宜計画の見直しを行っていきます。



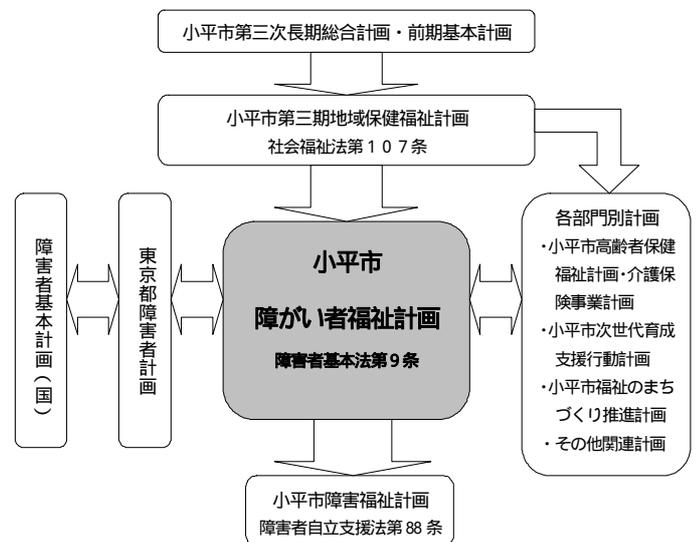
障がい者福祉計画の概要

計画の目的

本計画は、前計画策定後に生じた障がい者に関する制度の改正と社会情勢の変化をふまえ、障がい者の自立と完全参加の実現のために、障がい者施策を一層推進させることを目的としています。

計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第9条第3項に基づき、国の『障害者基本計画』や東京都の『東京都障害者計画』との連携を考慮して策定されます。また『小平市第三次長期総合計画・前期基本計画』の部門別計画として、『小平市第三期地域保健福祉計画』、『小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』、『小平市次世代育成支援行動計画』、『小平市福祉のまちづくり推進計画』等、関係する他の計画と調和・連携する形で策定されます。また先行して策定された実施計画である『小平市障害福祉計画』との整合性にも留意します。

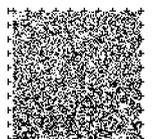


計画の期間

本計画の期間は平成20年度(2008年度)から平成23年度(2011年度)までの4年間です。

計画策定の体制

本計画の策定に際して、平成18年(2006年)12月から平成19年(2007年)1月にかけて、障がい者の方(手帳所持者)を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を基礎資料として活用しました。また、障がい者団体、障がい者福祉関係団体、一般市民等が参加した検討委員会を開催し、計画案の検討を行いました。また計画案公表後、市民懇談会を開催するとともに、意見募集(パブリックコメント)を実施して、市民の声を計画に反映しました。



施策の体系

基本理念

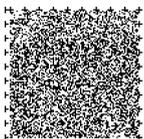
ともに生き、暮らし支えあう共生の地域づくり
健康で快適・自由で自立した生活の実現

基本方針

1 障がいのある人の自己選択・
自己決定の尊重とそれを実現する
情報提供の充実

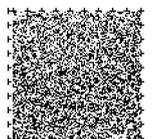
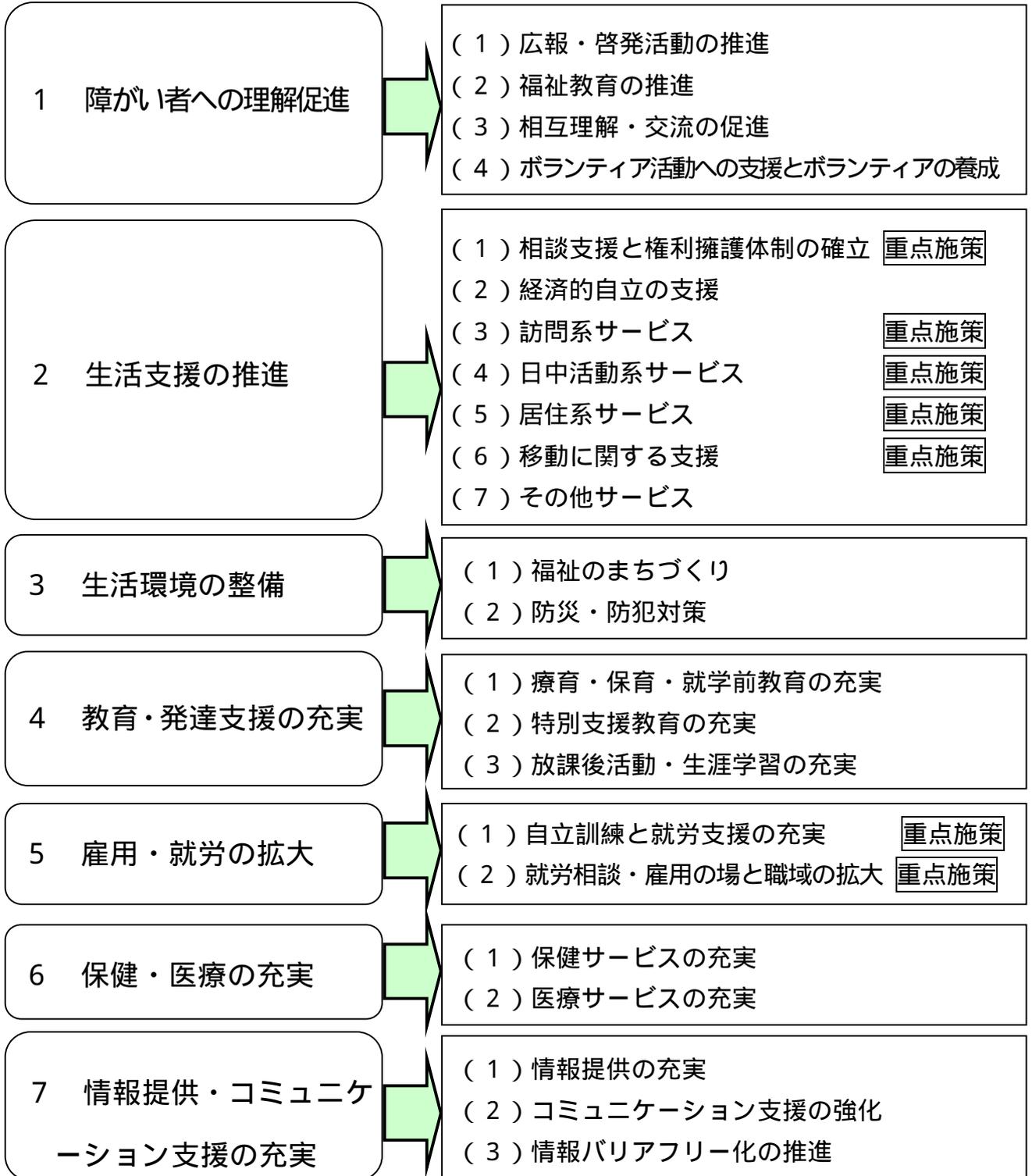
2 どんなに障がいが重くても地域で
自立して暮らしていけるまちづくり

3 ライフステージに応じた多様で
一貫した支援のできる計画づくり



施策の柱

施策



重点課題

1 自己選択・自己決定を尊重した支援の仕組みづくりと情報提供の充実

障がいがあっても社会や地域の中で孤立せずに、自分の生き方や暮らし方の「自己選択・自己決定」が最大限尊重され、ライフステージに応じて生き生きと生活できるように、多様なサービスの整備や支援ネットワークづくり、情報提供の充実が課題となっています。

2 障がい者数の増加と高齢化・重度化への対応

近年、障害者手帳を所持している人は徐々に増加する傾向にあり、同時に障がいのある人の高齢化・重度化・重複化も進んでいます。年齢によって受けられるサービスが変わらないよう介護保険制度との連携や医療的ケアへの対応が大きな課題となっています。

3 三障がいの統合と新しい障がいの領域への対応

近年、発達障がいや高次脳機能障がい、難病などのある障害者手帳を持たない人への支援の必要性が高まっています。また、特別支援教育の実施をふまえて、障がいの種別を越え、ライフステージに応じた相談支援を充実させていくことが課題となっています。

4 地域で安全に、安心して暮らせるまちづくり

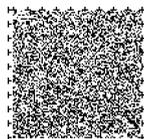
障がいのある人が地域で生活するための障壁を取り除き、介護や介助などの支援や、それぞれの生活に応じたサービスの支援体制を地域ぐるみで整備することで、どんなに障がいが高くても、地域で安心して暮らせるまちづくりを実現することが課題となっています。

5 障がいのある人とともに働くまちづくり

どんなに障がいが高くても、その人らしい自立と自己実現を実現する場所として、日中活動の場の確保は重要です。また、働くことを希望する障がいのある人が企業等の一般の職場で働けるように、求職時・就労中を通じた相談体制を整備することが課題となっています。

6 障がいのある人が生きがいを持てるまちづくり

障がいのある人が豊かな社会生活を送るためには、余暇活動の充実も必要です。外出支援の充実や、スポーツ・文化活動や生涯学習などへの参加の機会を提供していくことで、障がいのある人が生きがいを持てる生活を実現していくことが課題となっています。



重点施策

1 相談支援と協働・連携の充実

それぞれのライフステージに応じた支援が受けられるよう、相談支援体制の充実を図ります。「小平市障がい者地域自立支援協議会（仮称）」を中核に、福祉・保健・医療・保育・教育・労働など各分野の機関が支援ネットワークを形成し、相談体制を整備していきます。

2 自立を支えるための生活支援サービスの推進

どんなに障がいが高くても地域で自立した生活を送るために、ホームヘルプサービス、ショートステイ、ガイドヘルプなどのサービスを一人ひとりのニーズに応じて受けられるようにサービスの質と量の充実を図ります。

3 居住の場の確保

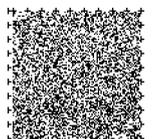
ケアホームやグループホームを計画的に整備するとともに、住まいの確保のための居住支援を推進します。親元に暮らす人や施設や病院などにいる人にも、本人の希望する暮らし方を尊重した地域での自立のためのプログラムを作成して、必要な支援を実施していきます。

4 就労支援と多様な日中活動の場の確保

一般就労を希望する人に対して、就労のために必要な支援を提供していくとともに、公共機関や企業での障がいのある人の雇用の拡大を推進します。また、どんなに障がいが高くても充実した日中活動の場を選択できるように、多様な日中活動の場の確保を図ります。

5 文化的で豊かな生活の実現

仕事や学校以外の余暇活動として、趣味・芸術・スポーツなど暮らしを豊かにするための活動に参加する機会と、生涯を通じた学習の機会が必要です。余暇活動や学習の場の提供、外出のための支援やコミュニケーション支援などを通じて、社会参加の促進を図ります。



施策の方向と展開

1 障がい者への理解促進

施策の方向

障がいのある人とない人が互いに理解し合い、ともに支え合って生きる共生社会を実現するために、広報・啓発活動や福祉教育を通じて「こころのバリアフリー」を推進していきます。

施策の展開

(1) 広報・啓発活動の推進

市報こだいらや市のホームページを通じて、障がい者施策に関する情報を広く市民に提供していきます。また「障害者週間」（12月3日～9日）や「障害者雇用促進月間」（9月）等のスケジュールに合わせて、広報・啓発活動の推進を図ります。

(2) 福祉教育の推進

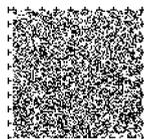
障がい者への理解を深め、「心のバリアフリー化」を進めるために、学校教育においては、障がい者との交流等を通じて共生社会への理解を深めていきます。生涯学習においても、障がい福祉に関するテーマを積極的に取り上げ、福祉教育の推進を図ります。

(3) 相互理解・交流の促進

行事やイベントの開催を通じて、障がいのある人とない人の、また障がい者相互の理解と交流を促進します。また、地域での理解を深めるために、障がい者やその家族に地域活動への積極的な参加を呼びかけていきます。

(4) ボランティア活動への支援とボランティアの養成

ボランティア活動への支援とボランティアの養成を通じて、障がい者への支援の輪を拡大・充実させていきます。



2 生活支援の推進

施策の方向

地域で暮らすことを希望している施設入所者や入院している障がい者の地域移行を支える体制づくりを推進していきます。障がい者が安心して地域で自立した生活を送り、社会参加できるように、様々なサービスを提供していきます。

施策の展開

(1) 相談支援と権利擁護体制の確立

重点施策(1)

障がい者が地域での自立生活の中で直面する様々な問題を解決するために、相談支援体制の充実を図ります。また、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用を促進し、障がい者が犯罪被害や人権侵害に遭わないよう支援していきます。

(2) 経済的自立の支援

障がい者が経済的に安定した生活を営めるように、年金・手当等の支給等の経済的支援を行います。手当については、いずれも所得等による支給制限があります。

(3) 訪問系サービス

重点施策(2)

障がい者が地域で安心して暮らせるように、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援をはじめとする、ニーズに応じた多様なサービスを提供します。

(4) 日中活動系サービス

重点施策(4)

地域で暮らす障がい者に、施設等で日中の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。また、介護者が介護できない場合等に短期入所や日中一時支援等の一時的な入所支援を行うことで、地域での自立生活を支援します。

(5) 居住系サービス

重点施策(3)

グループホーム・ケアホーム等で暮らしたり、施設に入所している障がい者に対して、主として夜間に必要なサービスを提供します。また法外のグループホームの運営費を助成することで、障がい者の地域生活を支援します。

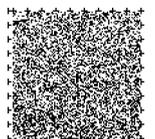
(6) 移動に関する支援

重点施策(5)

障がい者が地域生活や社会活動の中で必要な移動手段を確保できるように、移動支援や移動にかかる費用の助成等のサービスを提供します。

(7) その他サービス

補装具の利用支援や日常生活用具の給付など、様々なサービスを提供します。



3 生活環境の整備

施策の方向

小平市は福祉のまちづくりを推進しており、誰もが地域で快適に暮らすことのできる生活環境の整備を進めてきました。さらに、道路や公共施設等のバリアフリー化を一層推進するとともに、防災・防犯対策の充実を図っていきます。

施策の展開

(1) 福祉のまちづくり

「福祉のまちづくり推進計画」に基づき、ユニバーサルデザインの視点から、誰もが住み良いまちを実現するため、市と市民、事業者が協働して取り組んでいきます。

(2) 防災・防犯対策

災害時の安全確保のために、防災意識の啓発や災害時の援護体制の整備を進めます。また、障がい者が犯罪被害に遭わないように、防犯対策を推進していきます。

4 教育・発達支援の充実

施策の方向

障がい者が充実した生活を送るためには、それぞれの状況に応じて適切な教育の機会を保障することが不可欠です。「特別支援教育」がスタートしたことを受けて、乳幼児から学校卒業後まで一貫した計画的な教育を受けられる体制を整備していきます。

施策の展開

(1) 療育・保育・就学前教育の充実

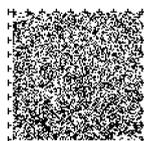
就学前の障がい児のために、保健・福祉・育成・教育の相談支援ネットワークを構築するとともに、障がい児の保育園や幼稚園での受け入れを推進します。

(2) 特別支援教育の充実

特別支援学級や校内委員会、特別支援教育コーディネーターの設置等を通じて、学齢期の障がい児に対する学校教育の充実を図ります。また、就学相談や介助員の配置等を通じて、一人ひとりの状態に応じた教育を受けられるよう支援します。

(3) 放課後活動・生涯学習の充実

障がいのある児童に放課後や長期休業中の活動の場を提供したり、学校教育終了後に生涯学習の機会を提供することによって、生活の充実を図ります。



5 雇用・就労の拡大

施策の方向

就労を希望する障がい者が適切な職業能力を身につけることができるように、職業訓練の機会を提供します。また職業能力を持つ障がい者が、福祉的就労から一般就労に移行していけるように、就職相談や就労支援、雇用の拡大を推進していきます。

施策の展開

(1) 自立訓練と就労支援の充実

重点施策(4)

働くことを希望する障がい者に対して、職業訓練の機会を提供し、適切な職業能力を身につけられるように支援します。

(2) 就労相談、雇用の場と職域の拡大

重点施策(4)

一般企業等で働くことを希望する障がい者に対し、求職相談、就労相談、就労支援、ジョブコーチ支援等のサポートを行うことで、一般就労への移行を促進します。

6 保健・医療の充実

施策の方向

地域で健やかな自立生活を営むことができるように、機能回復訓練等を実施するとともに、自立支援医療や医療費助成制度を通じて、医療サービスの利用を支援します。また乳幼児や成人の健康診査等を通じて障がいの早期発見、早期対応に努めます。

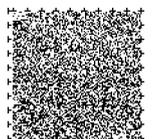
施策の展開

(1) 保健サービスの充実

機能回復訓練等を通じて、障がい者の健康増進と機能回復を図ります。また、乳幼児の健康診査や相談・指導を実施して障がいの早期発見、早期療育につなげるとともに、成人についても障がいの原因となる疾病の早期発見、早期治療に努めます。

(2) 医療サービスの充実

自立支援医療や様々な医療費助成制度等を通じて、障がい者の医療サービス利用を支援していくとともに、医療関係者が障がいに関する正しい認識を習得するために、医師会等を通じて必要な情報提供等の支援を行います。



7 情報提供とコミュニケーション支援の充実

施策の方向

障がい者が円滑に情報を受信・発信できるように、点字・音声等による情報提供や手話通訳者等を活用したコミュニケーション支援等を行うとともに、IT技術等を活用した障がい者の社会参加を促進し、情報のバリアフリー化を推進します。

施策の展開

(1) 情報提供の充実

様々な障がいのある人が円滑に情報を得られるように、視覚障がい者への点字・音声等による情報提供や、聴力障がい者・知的障がい者・精神障がい者への配慮に努めます。

(2) コミュニケーション支援の強化

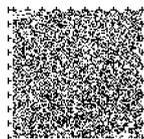
手話通訳者・要約筆記者の派遣や登録手話通訳者の研修を実施して、登録手話通訳者連絡会と協働してコミュニケーション支援の充実を図ります。また、点訳・点字・音訳等のボランティアサークルとの連携・協働も推進していきます。

(3) 情報バリアフリー化の推進

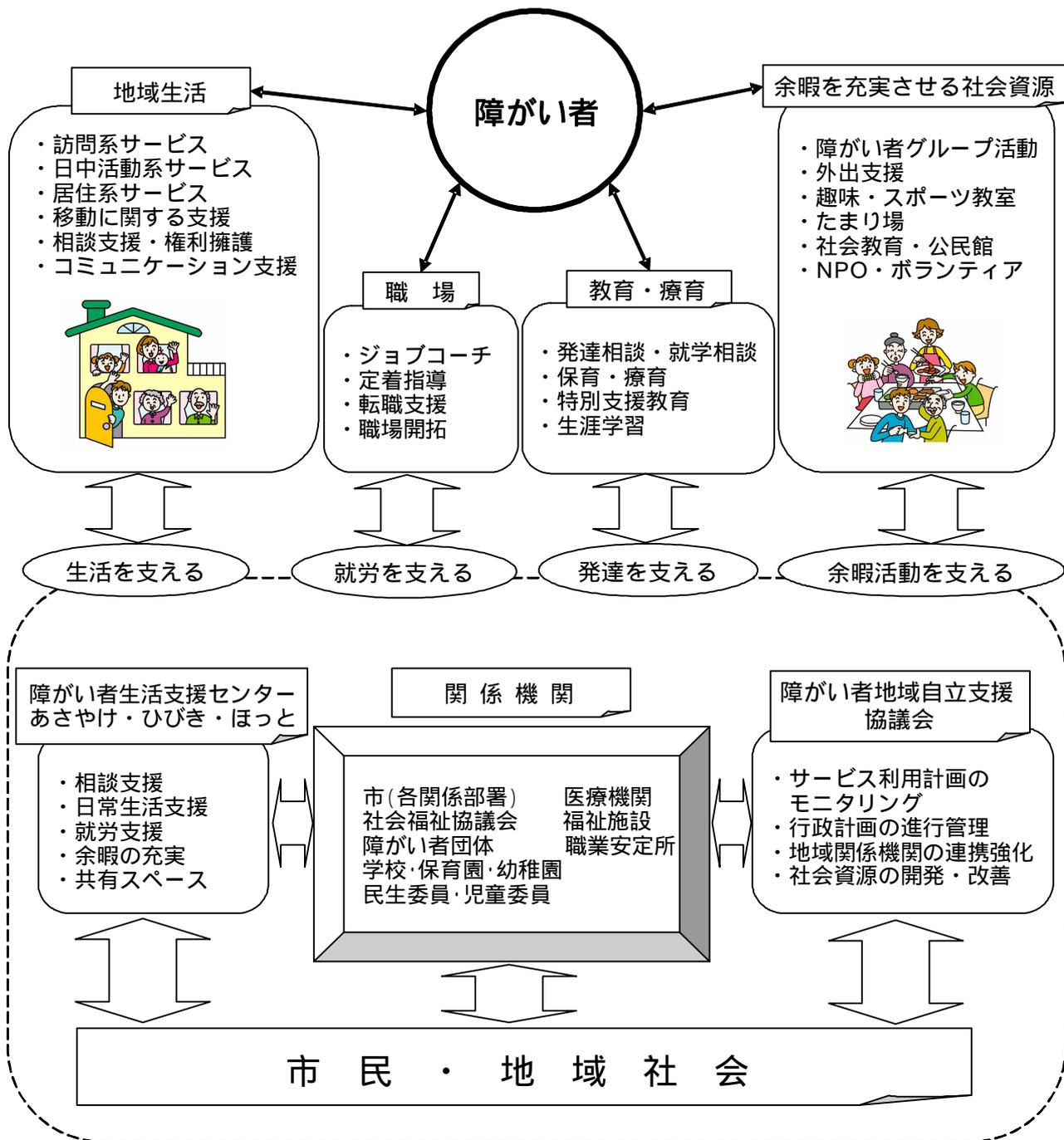
情報のバリアフリー化を進めることで、障がい者の情報アクセスの利便性を高めるとともに、情報機器の給付やパソコンの講習会等を行う団体への支援を通じて、障がい者の生活充実や社会参加の推進を図ります。

計画の推進に向けて

本計画を円滑に推進し、障がい者施策の一層の充実を図るために、推進体制の整備や関係者間の連携・協働、障がい当事者の参加や福祉人材の育成を進めていきます。また、「小平市障がい者地域自立支援協議会(仮称)」を設置し、相談支援事業や自立支援の調査・研究、本計画や障害福祉計画の進捗状況の点検・評価、社会資源の開発などを通じて、障がい者の地域での自立生活を支援していきます。



障がい者を支える地域支援システム



**小平市第三期地域保健福祉計画 小平市障がい者福祉計画
概要版**

平成20年(2008年) 3月発行

編集・発行：小平市健康福祉部高齢者福祉課・障害者福祉課

住 所：〒187-8701

小平市小川町二丁目1333番地

電話番号：(高齢者福祉課) 042-346-9537

(障害者福祉課) 042-346-9540

ファクス：(高齢者福祉課) 042-346-9498

(障害者福祉課) 042-346-9541

電子メール：(高齢者福祉課) df0012@city.kodaira.lg.jp

(障害者福祉課) syogaisya-fks@city.kodaira.lg.jp

